# 血と炎のあいだ：ロシア-ウクライナ戦争をめぐる中国の「分裂反対」ナラティブのジレンマ

台湾海峡問題へのいかなる立場からのアプローチにおいても、中国の国家統一のナラティブ（物語）の文脈を理解することは必須条件である。

2022 年 2 月 27 日，台北 101 ビルの頂上に灯されるウクライナ国旗カラーのネオン。攝：陳焯煇/端傳媒

時清也　2022-04-27

ロシアーウクライナ戦争の連日の砲火のなか、アメリカ主導の NATO が介入しないことが明らかになったとき、台湾海峡危機と比較して台湾でも同じ光景が繰り返されるのではないかという意見がでた。しかし、ロシアによるウクライナ東部の分離主義政権（ドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国）の承認にしろ、ロシアーウクライナ戦争におけるプーチンの戦争ナラティブであれ、「反分裂」問題に対する中国の理論的ジレンマを反映しており、見過ごすことはできないだろう。

北京の国家統一に関する主張は、これまで常に 2 つの側面に基づいてきた。一つは歴史的・民族主義的なもので、台湾は「歴史的に中国」であり「中国人が発展した」ものであり、海峡両岸は「中国人の中国」だと主張することで、北京に帰属する歴史的・民族的な「中国」を確立しようとしている（「中華民族」という概念が、中国共産党成立以前からあったにもかかわらず、現在は完全に北京の政治言説であるのと同様である）。この「中国」を通して、「台湾の主権は台湾の同胞を含むすべての中国人に属する」、したがって「中国の領土の一部である台湾の法的地位は、国内法でも国際法でも明確で疑う余地がない」と主張し、主権の完全性を主張している。例えば、清華大学法学院の前院長で香港基本法委員会の委

員である王振民はこの問題について、「台湾人はもともと中国人であり、台湾島はもともと中国人の島である。台湾は古来より中国の領土であり、中国から広東や福建を分割することが不可能なのと同様に、台湾を中国から分割することも不可能だ」と主張する。(王振民「香港 2020：ガバナンスとカオスの交錯、危険の中のチャンス」199 頁)。

このような歴史的、民族主義的主張は、中国のナショナリストの想像力には訴えるものがあるが、国際シーンでは説得力がない。結局、国がその国境を変更し、政権が変わることは歴史上珍しいことではなく、自国の歴史やナショナリズムのレトリックだけに頼っていては、より広い共感を得ることはできないだろう。したがって、北京側の主張のもう一方は、現在の国際的な法的枠組みの下で、北京政権が「中国」の唯一の合法的な政府、「中国」の合法的な代表として国際的に広く認められており、したがって北京政権が合法的に中国全土に対する主権を持っており、台湾海峡両岸の分離は「一時的」で「不法」な状態に過ぎないことを証明することに拠るものである。「内戦」と称する台湾への関与は、主権を獲得するための真の意味での内戦ではなく、大規模な治安「出動」に過ぎないのである。

しかし、中国はロシア・ウクライナ戦争において、反論の余地のないロシアの侵略行為から公然と距離を置くことができないことから、この二つのナラティブは厄介なものとなってしまった。戦争前夜の 2 月 21 日、プーチンは「歴史の授業」と冗談めかして表現した演説で、ウクライナをロシアとは異なる文化の独立国・国家としてとらえることを極力おとしめて、ソ連が作りだした人工国家と表現し、「ウクライナは我々（ロシア）の歴史、文化、精神空間と不可分の部分」であると主張しようとした。この帝国主義的、排外主義的なレトリックは、民族主義的、歴史文化的主張に基づく敵対行為（中国の台湾に対する領有権主張を含む）に対する世界の警戒心を強めただけでなく、中国語圏のごく一部の熱心なロシア支持者が賞賛した以外には、素朴な愛国心を持つ中国の人々をはじめ、中国国内でもあまり好意的ではなかった。文化的歴史に対するロシアのこのような一方的な解釈によって明らかになった拡張主義的傾向を警戒しないわけにはいかない。結局のところ、近代史上、直接、あるいは間接的に中国の領土を併合したのはロシアだからである。

もちろん、中国政府がウクライナの独立主権国家としての地位を認めている以上、プーチンの発言は中国政府の歴史民族主義的ナラティブそれ自体を直接的に害することはできない。より大きな問題は、ロシア政府がウクライナ東部の分離主義政権を認める法律を成立させ、分離主義政権を支援する名目でウクライナ領土内での軍事作戦を公式に開始したことにある。北京は、自国の反分離主義的な立場から「ウクライナの独立、主権、領土保全を尊重する」と公式に表明せざるを得なかったわけだが、「ロシアがウクライナの二つの離脱地域の主権を認める選択は、ウクライナの主権を侵害するものか」と具体的に質問されると、それには明示的な回答はせず、ロシアの立場を全面的に認めて、「すべての国の安全保障上の正当な懸念を尊重すべき」「ウクライナ問題の進展は、新ミンスク協定の実効的な履行の遅れと密接に関連している」と述べた。ロシアは数年前から、「NATO の東方拡大」が自国の安全保障上の利益を脅かすという口実でウクライナの分離独立運動を支援し、ウクライナの新ミンスク協定違反を非難しつつ、ついに侵略に至った。

台湾に対する中国の立場からすれば、台湾は中国の一部であり、もし台湾で独立を問う住民投票が実施され、米国という外部からの支援を求めたとすれば、それは国家主権と領土保全を損なう行為である。では、2014 年に独立を問う住民投票を行い、ロシアの軍事支援を求めた東部ウクライナの分離独立政権は、この例えにぴったり当てはまる。さらに厳密に検討すれば、北京政府は台湾を統治したことはないが、東部ウクライナは疑うことなくウクライナの領土の一部である。中国はいまでも、ウクライナ問題でロシアがウクライ

ナの主権的領土を侵害したと明言せず、この「大問題」で分離・独立を支持する外国勢力［ロシアのこと］に同調し、味方さえしているが、今後、同じようなことがあれば、台湾に対する中国の主権の主張はさらに説得力を欠くことになるだろう。

2022 年３月１日，北京，外交部報道官の汪文斌が記者会見。撮：Andrea Verdelli/Getty Images

## 「統一」の御旗とアメリカ南北戦争

前述のように、北京の台北に対する主権主張は、北京政権が「中国」の唯一の正統な政府、唯一の正統な代表として国際的に広く認知されているという事実に基づいており、この事実を基礎づける上で、米中の外交関係の確立と台湾問題に対する米国の態度は極めて重要である。この問題については、米国の態度に曖昧さがあるが（注 1）、「一つの中国」に異を唱えないという公式の立場に変わりはない。

その結果、中国は公式にも非公式的にも、数十年にわたって米国の世論に対して中国の台湾に対する見解を示すことにかなりの重点を置いてきた。この過程で、最も重要な外部資源はアメリカからもたらされた。北京とその法的見解のナラティブによると、19 世紀に起こったアメリカ史上最も多くの死者を出して最も血生臭かった南北戦争こそが、国家統一のための戦争であったとされる。中国の国防大臣は、「中国は祖国の統一を守るためなら、南北戦争で米国がしたように、一切の代償を惜しむことなく祖国統一を守る」と繰り返し発言している。

しかるに、アメリカの南北戦争の真の原因は奴隷制の廃止であった。連邦は奴隷保有州に奴隷制の廃止を求めたのではなく、その拡大の制限だけを求めた。南北戦争勃発の直接的な原因は、1860 年に共和党候補のエイブラハム・リンカーンが大統領に当選した後、サウスカロライナ州を中心とする南部諸州が分離独立し、1861 年４月 12 日に南部連合政府が、連邦軍の撤退を要求して敗北、サウスカロライナ州のサムター要塞を砲撃して南北

戦争が勃発したことである。したがって、形式的には、アメリカの南北戦争は、南部の反乱を抑えるための統一戦争であった。

米国が「一つの中国」を認めている（あるいは少なくとも反対していない）という前提で、中国の統一を正当化するために米国の南北戦争を持ち出す中国のナラティブは、世界からの理解を容易にし、北京を「正義」の側（すなわち南北戦争における北部州の側）に置き、中台統一への最大の抵抗勢力といえる米国に対して、歴史的な類推による暗黙の同意をもとめる意図があり、一石二鳥ともいえるやり方だった。

中国の法学者らは、北京の国家統一のナラティブのために、アメリカの南北戦争を利用するために、多大な努力を払ってきたのである。 2005 年に中国で「国家分裂禁止法」が制定された際、北京大学法学院教授で香港基本法委員会の委員でもある饒戈平は、英訳の法律名「Anti-Secession Law」を次のように説明している。

「国家分裂禁止法は、アメリカ南北戦争勃発前の 1861 年にアメリカからの独立を目指す南部の奴隷所有の 11 カ国に対して使われたものと同じで、中国独自の法律ではない。1861 年の南北戦争勃発前、アメリカ連邦からの独立を目指す南部の 11 の奴隷所有州の活動に対処するために『連邦離脱禁止法』（Anti-Secession Act）が制定された。分離独立防止法は、南部 11 州の分離独立に対して連邦全土で有効な法律であり、その後の南北戦争の勃発と分離派を武力で制圧するための根拠となるものだった。このような事情を私たちも承知している。私たちの分裂禁止法の英語名も『Secession』という言葉を使っている。」

中国共産党全国人民代表大会常務委員会による「台湾同胞への手紙」の発表から 40 周年となる 2019 年 1 月 2 日、中国共産党中央委員会の習近平総書記は台湾に関する演説を行い、「一国二制度」を提唱し「台湾の未来は国家統一にある」として、「92 年コンセンサス」の主張と台湾独立に反対する姿勢を繰り返した。「92 年コンセンサス」とは「『台湾海峡両岸が同じ中国に属し国家統一に向けて共に努力する』という一つの中国の原則に基づいた両岸の合意」だと述べた。 撮：Mark Schiefelbein/AFP via Getty Images

## 中国にとっての「南北戦争の不都合な真実」

しかし、アメリカの南北戦争の歴史やアメリカの法律を少し知れば、この歴史があまり役に立たないことがわかるだろう。最も基本的な事実は、「連邦離脱禁止法」という連邦法は存在しなかったということである。面白いことに、武漢大学法学院の李龍と魏臘雲が《政治與法律》という雑誌に掲載した「中国における分離禁止法と米国における分離禁止法の比較研究」という見栄えの立派な論文では、「連邦離脱禁止法」の条文の引用や分析がなく、まるでこの法律が存在しないことにさえ気づいていないかのような内容だったことである 1861 年に制定された「叛乱禁止法」（Insurrection Act）は、法律の執行が妨害された場合、大統領に軍隊を行使する権限を与えたが、連邦離脱については触れておらず、分離独立の法的側面についても言及していない。

このような技術論はさておき、アメリカ南北戦争における分離禁止というテーマは、純粋な愛国的な命題であるだけでなく、高度に法学的なものであり、法論の裏付けなしには、分離禁止のテーマはほとんど議論できなかったのである。前述したように、アメリカの南北戦争は、奴隷制の制限を主張したエイブラハム・リンカーンの当選が発端となった。南北戦争の前夜、リンカーンは最初の就任演説で、南部の分離独立について次のように述べた。「我々は連邦が法的には永遠であると信じており、これは自らの歴史によって確立されてきた。連邦は憲法よりずっと古い。実際、連邦は 1774 年の大陸会議によって成立し、1776 年の独立宣言によって成熟し、継続されることになった。1778 年の連邦規約によってさらに成熟し、13 の州は連邦が永久に続くことを明確に宣誓し、誓ったのである。 そして、1787 年、ついに「より完全な連邦を形成する」という明確な目的のもとに憲法が制定された。しかし、もし１つ以上の州が合法的に（連邦から脱退し、それによって）連邦が解体できるとしたら、連邦は永遠という重要な要素を失い、憲法以前よりも完全でなくなってしまう」。このように、リンカーンは憲法の条文から、なぜ州の脱退を認めていないのかを論証したのである。

この歴史的、法的文書の「抜粋」が、当時、そして戦後のアメリカにおける国民統合のための法学的主張の基礎となった。南北戦争後、リンカーン大統領の閣僚であった最高裁のチェイス長官は、1869 年のテキサス・ホワイト事件で、リンカーンの論理をそのままコピーして、州が連邦から合法的に脱退できない（脱退しない）という憲法原則を判例という形で確立したのである。

この事件の背景も非常にユニークだ。テキサス州が連邦から離脱し、南部連合に加盟した後、南部連合テキサス州政府は、保持していた連邦債券を証券会社に売却し、その代金を戦費に充てたのである。南北戦争後、テキサス州再建派は、南部連合テキサス州政府の国債売却を無効とするよう裁判所に求める訴えを起こした。 テキサスが連邦から脱退できるかどうかという分析は、実は、この事件に対する裁判所の管轄権を決める過程での枝葉の問題なのである。テキサス州の訴訟は連邦最高裁に直接持ち込まれたので、「最高裁判所は、大使、公使、領事および州が当事者となるすべての事件について原裁判管轄権を有する」と規定する合衆国憲法第３条第２項に基づくものであった。もし、テキサスがそれまでに連邦から脱退して、南北戦争後に「州」でなくなっていたとしたら、最高裁はこの件に関する管轄権を持たなかったことになる。

この質問に対し、チェイスは、リンカーンの論理に従って、憲法の前身であり、北米 13 植民地が独立後初めて合衆国を形成した憲法である盟約者団が、州の連邦を「永久」とし、それゆえ不可分であると規定し、連邦憲法の冒頭で、その目的は「より完全な連合」の形成で

あると宣言し、したがってより完全でなければならないと論じたのである。 盟約者団の憲法は、その目的が「より完全な連合」を形成することであり、それゆえより永続的で不可分でなければならないと宣言して始まっている。 したがって、テキサスは連邦から合法的に脱退することはできず、したがって南北戦争の反乱におけるテキサスの行動は連邦の州としてのテキサスの存在に影響しないので、最高裁はこの事件を管轄することになったのである。こうして最高裁は連邦（国家）の不可分性の原則を確立した。

このように、アメリカ南北戦争の歴史と国民統合の憲法上のナラティブは一体であり、連合規約と連邦憲法の原文に基づく法学的言説なのである。アメリカ南北戦争の歴史に対する公式な言及も、テキサス・ホワイト事件に基づく中国法学のより深い法理論も、アメリカ憲法文に基づいたこの論理を回避することはできない。

そして、この論理を台湾問題にまで拡大する（つまり分離できないと解釈する）のは明らかに無理がある。 特にテキサス州の事例ではそれが顕著である。テキサスはかつて独立国家であり、1836 年にメキシコから独立した直後にアメリカ合衆国への加盟を申請したが、アメリカ合衆国に拒否され、1837 年に独立国家としての地位を正式に承認された。 アメリカ合衆国がテキサスを州として受け入れたのは 1845 年のことであった。こうして、テキサスは独立国家として連邦に加盟し、連邦憲法への同意と受容の過程が明確になった。一方、台湾は、台湾人の大多数も、政治的実体としての地域も、中華人民共和国の「永久連邦」としての憲法に何ら同意したことはなかったのである。

したがって、アメリカの南北戦争の国民統合というナラティブを、そのまま中華人民共和国に当てはめることはできないし、それを深掘りすることは、中国共産党が直面したくないような問題をより多く引き起こすことになる。

2021 年 6 月 28 日，中國北京，中共建党 100 週年の式典，国家体育館にて。攝：Kevin Frayer/Getty Images

## 中断された憲法の継承

もちろん、大陸統一論者の立場からは、台湾は中華人民共和国憲法に加盟したのではなく、中華民国憲法を受け入れたのだが（「台湾地位未確定説」を唱える人たちの異論はあるが）、アメリカの憲法が連邦規約から制度を継承したように、中華人民共和国憲法は中華民国憲

法から継承されたものだと考えることで、アメリカの国民統合の論理は通用すると言うだろう。

しかし、この論理は、北京政府による中華民国憲法の評価に反する。中華人民共和国憲法前文には、「1949 年、毛沢東主席率いる中国共産党は、あらゆる民族の中国国民を率いて、長く困難で過酷な武力闘争などを経て帝国主義、封建主義、官僚資本主義を打倒し、新民主革命で大きな勝利を収め、中華人民共和国を建国した」と書かれている。「闘争」「打倒」「革命」という言葉は、北京政権が自らの正統性を、中華民国の継承ではなく、革命によって打ち立てられたものと考えていることを表し、「帝国主義、封建主義、官僚資本主義の支配を打倒する」という文言には、中華民国政府とその憲法体制を打倒したことが含まれていることを明確に示していた。

毛沢東は、1949 年 1 月 14 日の「時局に関する声明」で、「2 年半の戦争の間、南京の国民党反動政権は、世論に反して、エセ国会を召集し、エセ憲法を公布し、エセ総統を選出した」ことで、国民党が誠実に平和交渉をしないと断定した。なぜなら「蒋介石が提案した平和交渉の条件に出してきたエセ憲法、エセ法制度、反動的軍隊の維持」は「戦争継続のための条件であって、平和交渉の条件ではない」。こうして中国共産党は内戦の時から、中華民国憲法を「エセ憲法」と呼び、中華民国の法制を「エセ法制」と呼んだ。このような態度は憲法だけにとどまらない。1949 年 2 月 22 日、中国共産党中央委員会は「国民党の六法の廃止と解放区の司法原則の決定に関する訓令」を発し、中華民国の六法全書を廃止し、有効性を否定した。

これに対し、アメリカの憲法史では、連邦憲法は連合規約の委任によらず、州の憲法会議に直接承認を求めて制定されたため、アメリカの憲法学界では憲法革命とみなされることもあったが、連邦政府は決して連合規約の憲法的地位を否定しておらず、逆であった。 リンカーンと最高裁は、盟約者団法を連邦の永続性の基礎と見なしたのである。

中国の学者の中にもこの問題を認識し、中華民国憲法を「台湾人の参加によって制定された中国の憲法」としての性質を確認し、慎重に扱うよう求める声がある。 しかし、中華民国憲法を否定する公式見解は 70 年以上続いており、現時点では中国共産党が中華民国の正統性を認めることは不可能であることは明らかである。したがって、北京政権が国連において中華民国の議席と外交的承認を得て、中華民国の「後継者」として対外的にアピールしたとしても、革命を経て成立し、中華民国憲法とその法体系の有効性と地位を完全に否定している以上、当然ながら台湾の同意を意味ある形で継承することはできないだろう。

北京もそのようなジレンマに気づかないわけではない。 このことは「国家分裂禁止法」の名称と内容にも反映されている。法律名に「中華人民共和国」という言葉が含まれる他の法律（中華人民共和国刑法や中華人民共和国民法など）とは異なるし、また 2005 年に署名された主席令 33（中華人民共和国再エネ法）、34（国家分裂禁止法）、35（中華人民共和国公務員法）を比較すると、以下のことがわかる。主席令にある「国家分裂禁止法」の正式名称には「中華人民共和国」という言葉はなく、また、その規定全体を通して「中華人民共和国」に言及しているわけではない。

これは北京の「1992 年コンセンサス」の理論と一致する。台湾海峡の両岸が「中華人民共和国」と「中華民国」をふくむ「中国」、つまり「一つの中国の概念については双方の主張がある」の範囲内であれば、この「中国」は事実上の分裂にあっても、理論的には統一的で完全な主権と領域の範囲内にある、そして台湾独立はその範囲外の分裂行為となり得るのである。しかし、北京が「双方の主張」を認めないため、この理論的枠組みは成り立たな

い。もし「一つの中国」が中華人民共和国しか表さないとすれば、前述の逆説的状況（中華民国からの継承はない）に逆戻りすることになる。

同時に、台湾における「1992 年コンセンサス」も、政治情勢の変化により維持できなくなった。 民進党が２度目の政権をとって以来、内外の圧力（主に米国）に押されて、それまでの「中華民国に対する敵視姿勢」を改め、「台湾共和国」として合法的な台湾独立の旗印を掲げなくなり（民進党は国民党および中華民国を外来政権として認めていなかった）、「台湾とは中華民国のことであり、台湾とは中華民国のことである」「現在の中華民国は外来政権ではなく、台湾にある中華民国である」という立場になった。そして中華人民共和国と中華民国はどちらかがどちらかに従属するものではないという立場を堅持している。

このように、台湾海峡両岸の政治的現実は、少なくとも憲法上、中華民国と中華人民共和国は完全に分離しており、米国の連合法という憲法上の連続性に基づく国民統合のシナリオは、台湾問題には当てはまらないことを物語っているのである。

台灣の小金門島の先にある獅嶼の対岸（1 キロ先）は中国のアモイ市。攝：陳焯煇/端傳媒

## 溺れる者は清王朝由来の藁をもつかむ？

統一のナラティブは、権力の移行にともなう領土継承説を持ち出す可能性もある。この説は、全く裏付けがないわけではない。中国の憲法学者の間では、中華民国の領有権主張の正当性は、宣統帝の「退位詔書」に起因するということで一定のコンセンサスが得られている。 この詔書は、清朝皇帝の退位を宣言すると同時に、「満州族、中国人、モンゴル族、回族、チベット族の５つの民族は、一つの中華民国に統一される」と宣言している。著名な憲法学者である高全喜は、「清朝は辛亥革命の事実を大胆に受け入れ、屈辱と名誉をもって退位し、清朝への忠誠と従属とともに広大な帝国領土を平和的に中華民国に譲渡し、近代中国の建設とこの将来の中国の領土境界の完全性と強化に不朽の貢献をした」として、退位詔書の憲法上の地位を肯定するべきと論じた。 中華民国への主権移譲は、近代中国の確立と、この未来の中国の領土境界の完全性と強化に、忘れることのできない貢献をしたのである。つまり、権力の移行が連続的であると見なせる限り、憲法批准が領土継承の絶

対条件とはならないかもしれない。（つまり清朝→中華民国の権力移行がスムーズだとすれば、中華民国と中華人民共和がそれぞれの別の憲法であっても「一つの中国」という領土的統一性は担保される：訳注）

しかし、そこで問題が発生する。まず、歴史的な事実について。日清戦争後、清国は 1895 年の下関条約ですでに台湾を日本に割譲していたため、1912 年に清王朝の皇帝が退位した時点で台湾は清国のものではなく、その後の日本の敗戦と台湾の主権放棄は中国の政権交代とは全く別の出来事となる。したがって、退位勅令の憲法上の有効性を台湾に適用することはできない。（ただその論理で行くと、日本の台湾主権の放棄で、主権は清朝から領土主権を引き継いだ中華民国になるのでは？：訳注）

より深い問題は、このような政権交代のみを前提とした領土概念には、（主権者としての）人民を全く無視したものであり、現代の政治思想と相容れないということである。中国共産党は「普遍的価値」を否定し、軽んじることに努めているが、「人民主権」や「民主主義」の基本的な価値は否定しないし、否定できない。なぜなら、近代国家の正統性にとって被治者の何らかの同意は必須要素だからである。

これはロシア・ウクライナ戦争においても明らかで、侵略者であるロシアでさえ、クリミアを併合する前に住民投票に依拠してロシア支配の正当性を確立しなければならなかったし、その後、ウクライナ東部では親ロシア派住民が住民投票に参加して「人民共和国」を樹立し、それから「軍事支援の要請」に応えたのである。現在、南部のヘルソンで戦争が起こっている間にも、ロシアはヘルソン人民共和国創設のための住民投票を強行しようとしている。

つまり、清朝皇帝は独裁君主として、中華民国に皇室の領土を王室財産として「与える」ことができたが（そうでなければ「韃靼人を追放して中国を復興する」というスローガンのもとに成立した中華民国がそのすべてを継承しなかったかもしれない）、今日の世界の政府が、領土を財産として扱い、説得力のある人民の「同意」なしに、この種の統治に依然として依拠できるわけではない。これが、中国の統一というナラティブと、アメリカの連邦憲法への同意に基づく国民統合という物語との深い矛盾なのかもしれない。

2017 年 10 月 21 日北京，党の 19 回大会の開催期間中の大型スクリーンに映し出された「共産党なくして新中国はなかった」のスローガン。撮：陳焯煇/端傳媒

## 「大義の戦死」を根拠にした立憲主義

中国の国家主義的な学者たちは、この現実を確かに認識している。伝統的な法学的アプローチとは対照的に、この 10 年、一部の新興の国家主義的法学研究者たちは、もはや法の内部の論理に焦点を当てるのではなく、法の外部の世界にもっと焦点を当てるというアメリカ立憲主義の新しい傾向に注目している。このような背景から、中国大陸の憲法において「政治的立憲主義」と「規範的立憲主義」の論争が行われてきた。具体的には、憲法思想の源泉としてのアメリカ南北戦争の捉え方について、テキサス・ホワイト事件のような出来合いの結論に満足することなく、最終的には連邦政府が立法や訴訟ではなく、力によって連邦の優越性を確立したというアメリカ南北戦争の本質をより積極的に探求しているのだ。 このこと自体は問題ではないし、アメリカの立憲主義における南北戦争の理解に近いとさえ言えるかもしれない。しかし問題は、アメリカの南北戦争の歴史的背景や価値観を無視し、なおかつ、現代の憲法論が抱える正統性に関する懸念に対処できていないことである。

2011 年の時点で、有名な「新左派」学者の甘陽は、主に国家主義左派（注：中国共産党の「社会主義」政権を支持する国家主義者を指す）の憲法学者向けのセミナーで、テキサス・ホワイト事件の判決について「裁判所の意見を見ると、意見の理屈は非常に遠回りで、正直言ってその論拠は非常に弱い」と指摘した。そして「内戦の勃発は、最も重要な政治的問題を、憲法上の手段では解決できないことを確かに示している。憲法上の手段で解決できるなら戦争は起きない。戦争は憲法で解決できないことを意味していた」と述べ「アメリカはアメリカ以外の国が分裂することを望んでいるが、自分の国は分裂することを禁じていることは周知の事実」と揶揄した。

参加者の一人で、清華大学法学院で教鞭をとる劉晗は、後に「アメリカの主権的立憲主義は革命の血で鍛えられた」という論文で、「合衆国憲法の本文には、州が離脱する権利を持つかどうかについては何も書かれていない。この問いに答える際、アメリカの立憲主義にはいくつかの潮流がある。1 つ目は条文主義。彼らは、独立後に 13 州の署名によって連邦が恒久化され、その後の憲法は『より完全な連邦』を目指したのであり、したがって分離独立の権利は認められないと考えている。ここには明文化された法律はなく、歴史が作り出した不文律がある」と述べる。

さらに「分離独立の正当性、それに反対する憲法上の理由は、アメリカ連邦の本質とその歴史に対する理解についての議論である」と主張し、正しい理解はリンカーンからもたらされたと示唆する。「分離独立の危機に直面して、リンカーンは…革命の歴史と合理性に訴えたのである」。リンカーンは、主権国家を作ることができるのは、憲法ではなく革命だけだと考えていた。…リンカーンの演説は、合衆国憲法に触れることはほとんどなく、独立宣言のほうに関心が向いていた。リンカーンは独立宣言が単に知識人がインクで書いた政治文書ではなく、生と死、インクと血の革命的遺産であると考えた。各州は別々に革命の犠牲を払うのではなく、共通の革命の中で命を賭して共に戦い、共に独立を勝ち取った。革命の結果、将来法律がどう変わろうとも、連邦は連邦であり、主権は統一された」。そして、「アメリカの政治体制は、大量の血の犠牲によって築かれ、維持されている」と述べる。

その後、国家主義左派の憲法学者の間でリンカーン熱の波が押し寄せ、会議に参加した一人、国家主義左派の憲法学者の田雷は『リンカーン伝』を訳し、彼の遺産についてこう述べた。「ゲティスバーグ演説は、わずか 272 語の中で、リンカーンの起草によって、アメリ

カ建国以降のいくつかの重要な歴史問題を解決し、最終的には南北戦争で犠牲になった兵士の血に基づくものだった」。リンカーンによって起草され、最終的には南北戦争で犠牲になった兵士の血に基づくものであった。リンカーンの死後、彼のゲティスバーグ演説で表現された建国の歴史と、彼の最初の就任演説で説かれたナショナリズムの教義は、アメリカ憲法の正統性となり、このリンカーン憲法を覆そうとする者は、立憲共和国アメリカの『裏切り者』になる。」

リンカーン自身が「条文主義」憲法主義を重要な源泉の一つと考えていたこと（上記チェイスのリンカーンの引用参照）やリンカーンが憲法そのものを重視していたことを無視し、憲法制定におけるリンカーンの国家主義や南北戦争の血の犠牲の意義を強調しながら、左派の国家主義憲法学者は、国家主義そのものに正義を求め、国家主義のために命をかけた人たちの血の犠牲を美化しようとした。これは結局、中国の大統一というナラティブを支えることになり、統一そのものの価値判断を回避することになる。この物語の下では、台湾が中国に属するかどうか、どの中国に属するか（中華民国か中華人民共和国か）をめぐる台湾海峡両岸の意見の相違は、アメリカの南北戦争前の州の連邦脱退権をめぐる南北の意見の相違のように、法廷での解決ではなく、血と炎に包まれた問題で、血と犠牲の戦争で解決しなければならない、というのである。

この「超憲法的」な憲法のナラティブは、価値体系と法的論理の限界を突破し、力の文脈での統一を支持する。この主張は、国家安全保障と個人の自由の対立に直面したときの中国の国家主義者の立場と一致する。彼らはしばしば、南北戦争時のリンカーンの国家安全保障のための人身保護停止などの超憲法的行為や、個人の自由を犠牲にすることでテロとの戦争のために国家の力を大きくするというポズナーの「自殺禁止条約論」を引用し、国家なしにはすべての自由は基盤を持たない、と主張しているのである。

しかし、この議論は学理的には価値はあるが、現実に適用すると中国の国家主義者の自己満足になりそうだ。まず、憲法を守るという名目で行われる行動が、結果的に憲法の自由を破壊することになれば、本来の正当性を失うことになる。筆者が以前書いた「党旗の下の秤：中国における『法の支配』の政治的論理」で述べたように、憲法を上書きする法治国家観は、結局、法の支配と相容れないものである。さらに重要なことは、中国の国家主義的立憲主義の見解が、南北戦争における北部州の基本的な自由主義の立場を意図的に軽視していたことである。南北戦争自体は南部の分離独立が引き金となったが、アメリカ南北戦争の根本原因が奴隷制度をめぐる対立であり、アメリカ南北戦争が今日のアメリカ憲法において黒人奴隷解放戦争という地位にあることに変わりはない。もしそうでなかったら、リンカーンは 1865 年、南部が武器を捨て、奴隷制を維持することを認める代わりに、南部の和平条件を受け入れたかもしれない。実際、戦争開始から数年後、リンカーンの共和党の穏健派は戦争終結に強く賛成し、奴隷制廃止の法律があわや不採択になるところであった。しかしリンカーンはそのような妥協は受け入れず、修正 13 条の採択を押し通し、奴隷制を永久に廃止した。

リンカーンは 2 回目の就任演説で、南北戦争のリベラリズムという主題をさらに明確にし、「（奴隷制の）利害が何らかの形でこの戦争を引き起こしたことは誰もが知っている」と述べ、南北戦争が米国が犯した奴隷制の罪に対する神の罰であるとすれば、「250 年にわたって奴隷労働が蓄積した富がゼロになるまで」「鞭で打たれた（奴隷の）血の一滴一滴が（南北戦争の）剣の血で贖われるまで」闘わなければならないと演説した。したがって、アメリカの南北戦争が国家の統一を守るための戦争でしかなかったというのは、偏った見方によるナラティブであり、戦争の究極の目的が国家の統一を守ることではなく、黒人奴隷

の解放という自由主義者のアジェンダであったことを根本的に無視した見方である。そしてこの価値観こそが、今日のアメリカ憲法を南北戦争の血と火をもって輝かせているのである。これに対し、北京の両岸統一に関するシナリオを受け入れたとしても、北京は台湾統一が「台湾人の自由のため」だとは主張せず、単に「民族の統一を守るため」だという。こうして、憲法の次元を超えるという試みにおいて、アメリカの「ブルジョアリベラル」的価値観を否定したままでは、自由と人権のために血を流したアメリカの内戦が、中国の「民族統合の維持」という大義名分を押し上げる役には立たなかった。（抗日戦争・反ファシズムの大義は、領土統一に役立っているのではないか？：訳者）

さらに致命的なことに、革命戦争を中国の国家統一の正当性の基礎にすると、すぐに裏目に出てしまうという事実である。もし北京による「国家統一」という主張が、人民の自由と権利のために戦ったか否かにかかわらず、流血と犠牲的精神の神聖さによって法的に正当化されるとすれば、中国の国家主義的憲法学者らは、台湾の将兵の血の抵抗と犠牲も同様に憲法と道徳の観点から正当化されると認めるのだろうか？そして、その答えが戦争の勝ち負けによって決まるのであれば、結局は「勝てば官軍負ければ賊軍」というゲームにしかならない。したがって、中国の国家主義的な憲法学者が法的論理から脱却して「政治的立憲主義」のアプローチを採用したとしても、中国の国家統一のナラティブを支える新たな法的裏付けを作ることはできず、王権を支える暴力論に回帰することになるだけである。

## 結語

このように、中国の国家統一シナリオのジレンマは、今のところ簡単には解決しそうにない。ロシア・ウクライナ戦争で北京がウクライナの分離主義政権（東部の人民共和国）に対してぎこちない態度をみせたのは、確かに外交上の利害を優先したからだが（理論上は独立反対の立場のはず：訳注）、中国が国家統一の正当性に裏打ちされたナラティブを完成させることができなければ、今後もこうした詰問に遭遇することが危惧される。台湾海峡問題にどのような立場から対応するにしても、中国の国家統一ナラティブの文脈を理解することが必須条件である。

（アメリカの法学博士、ニューヨーク州の弁護士）

註 1:Congressional Research Service, Taiwan: Issues for Congress (2017)，第９頁（“Many U.S. commentators, including prominent retired U.S. officials, assert that the United States acknowledged China’s position that Taiwan is part of China, but did not commit to that being the U.S. position, leaving the U.S. position on Taiwan’s status as part of China ambiguous.”）